

健感発 0716 第 1 号
平成 26 年 7 月 16 日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特別区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）、
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令
（平成 26 年政令第 257 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 258 号）、
中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の
予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替え
に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 81 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省
令（平成 26 年厚生労働省令第 82 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第
1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第
0308001 号当職通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る
基準」の一部について、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 7 月 26 日から適
用することとしたので御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等に周知願
いたい。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症</p> <p><u>1 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)</u></p> <p><u>(1) 定義</u> コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMERS (Middle East Respiratory Syndrome) コロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。</p> <p><u>(2) 臨床的特徴</u> ヒトコブラクダがMERSコロナウイルスを保有しており、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられている。一方、家族間、感染対策が不十分な医療機関などにおける限定的なヒト-ヒト感染も報告されている。中東諸国を中心として発生がみられている。 潜伏期間は2～14日(中央値は5日程度)。臨床像は、無症状例から急性呼吸窮迫症候群(ARDS)を来す重症例までである。典型的な病像は、発熱、咳嗽等から始まり、急速に肺炎を発症し、しばしば呼吸管理が必要となる。下痢などの消化器症状のほか、多臓器不全(特に腎不全)や敗血症性ショックを伴う場合もある。高齢者や糖尿病、腎不全などの基礎疾患を持つ者での重症化傾向がより高い。</p> <p><u>(3) 届出基準</u> ア 患者(確定例) 医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。 この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。</p>	<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症</p> <p>(新規)</p>

イ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも1つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、
分離・同定による病原体の検出	気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

2. 鳥インフルエンザ（H7N9）

（1）～（3）（略）

第8（略）

鳥インフルエンザ（H7N9）

（1）～（3）（略）

第8（略）

新

旧

別記様式 1 ～ 5 (略)

別記様式 1 ～ 5 (略)

別記様式 6 - 1

(新規)

別記様式 6 - 1

中東呼吸器症候群 (MERS) 発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項 (同条第 6 項において準用する場合を含む) の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地 (※)

電話番号 (※)

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

Table with 6 columns: 1 診断(検査)した者(死体)の類型, 2 当該者氏名, 3 性別, 4 生年月日, 5 診断時の年齢(0歳は月齢), 6 当該者職業, 7 当該者住所, 8 当該者所在地, 9 保護者氏名, 10 保護者住所 (9, 10は患者が未成年の場合のみ記入), 11 電話

Table with 2 columns: 11 症状, 12 診断方法, 13 初診年月日, 14 診断(検査)年月日, 15 感染したと推定される年月日, 16 発病年月日 (*), 17 死亡年月日 (※), 18 感染原因・感染経路・感染地域, 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

この届出は診断後速ちに行ってください

(1, 3, 11, 12 及び 18 欄においては該当する番号等を○で囲み、4, 5 及び 13 から 17 までの欄においては年齢又は年月日を入力すること。

(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

11 及び 12 欄においては、該当するものを全てを記載すること。

別記様式6-2 鳥インフルエンザ (H7N9) (略)

別記様式7 (略)

別記様式6-1 鳥インフルエンザ (H7N9) (略)

別記様式7 (略)